

高知県高等学校定時制課程修学奨励資金貸与条例施行規則をここに公布する。
○高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則
(昭和 49 年 11 月 11 日教育委員会規則第 12 号)

改正 昭和 51 年 10 月 29 日教育委員会昭和 56 年 8 月 11 日教育委員会昭和 57 年 5 月 18 日教育委員会
規則第 13 号 規則第 11 号 規則第 4 号
昭和 57 年 10 月 1 日教育委員会昭和 58 年 8 月 19 日教育委員会昭和 59 年 6 月 5 日教育委員会規
規則第 5 号 規則第 6 号 則第 5 号
昭和 60 年 6 月 7 日教育委員会規昭和 61 年 6 月 5 日教育委員会 昭和 62 年 5 月 1 日教育委員会規
則第 6 号 規則第 5 号 則第 5 号
昭和 63 年 5 月 31 日教育委員会 平成元年 7 月 4 日教育委員会規平成 2 年 7 月 3 日教育委員会規
規則第 5 号 則第 9 号 則第 5 号
平成 3 年 6 月 1 日教育委員会規 平成 3 年 8 月 1 日教育委員会規平成 4 年 6 月 1 日教育委員会規
則第 13 号 則第 15 号 則第 7 号
平成 5 年 6 月 18 日教育委員会規平成 5 年 9 月 29 日教育委員会 平成 6 年 7 月 15 日教育委員会規
則第 7 号 規則第 16 号 則第 5 号
平成 7 年 6 月 20 日教育委員会規平成 8 年 6 月 25 日教育委員会 平成 9 年 5 月 1 日教育委員会規
則第 23 号 規則第 12 号 則第 16 号
平成 10 年 6 月 2 日教育委員会規平成 11 年 6 月 29 日教育委員会平成 12 年 5 月 30 日教育委員会
則第 11 号 規則第 20 号 規則第 13 号
平成 15 年 7 月 8 日教育委員会規平成 16 年 7 月 13 日教育委員会平成 16 年 12 月 28 日教育委員会
則第 6 号 規則第 16 号 規則第 27 号
平成 17 年 4 月 1 日教育委員会規平成 17 年 6 月 28 日教育委員会平成 18 年 1 月 27 日教育委員会
則第 11 号 規則第 21 号 規則第 3 号

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則
(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例(昭和 49 年高知県条例第 39 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

[高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例(昭和 49 年高知県条例第 39 号。以下「条例」という。)]

(貸与を受ける者の要件)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項第 4 号の規定による高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める要件は、修学奨励資金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)が次の各号のいずれにも該当するものとする。

[条例第 2 条第 1 項第 4 号]

(1) 経常的収入を得る職業に就いていること。

- (2) 通信制の課程及び単位制による課程である定時制の課程に在学する者については、その者が在籍する高等学校の定める教育課程を4年以内で修了し、卒業までに至る学習計画を有すると認められる者であって、年間18単位以上の単位数を履修するものであること。
- (3) 申請者の年間所得が275万円以下であること(申請者が扶養親族を有している場合にあつては申請者の年間所得が所得税法(昭和40年法律第33号。以下この号において「法」という。)に基づく課税対象とならない額の最高額の190パーセント以下、申請者を扶養親族としている者がいる場合にあつては申請者の年間所得が法に基づく課税対象とならない額であつて、申請者を扶養親族としている者の年間所得が法に基づく課税対象とならない額の最高額の190パーセント以下であること。)

[所得税法(昭和40年法律第33号。以下この号において「法」という。)] [法]
[法]

- (4) 申請者を扶養している者又は親権者が、申請者に係る国又は県からの修学資金等の貸与又は給付を受けていないこと。

(貸与の申請手続)

第3条 申請者は、別記第1号様式による修学奨励資金貸与申請書に、次に掲げる書類を添えて学校長を経由し、高知県教育長(以下「教育長」という。)に提出しなければならない。

[別記第1号様式]

- (1) 在学証明書
- (2) 健康診断書
- (3) 申請者及び申請者を扶養している者の給与証明書又は所得税の非課税を証する市町村長の証明書
- (4) 資産生計調書(別記第2号様式)

[別記第2号様式]

- (5) 学習計画書(定時制課程に在学する者を除く。)(別記第2号様式の2)

[別記第2号様式の2]

(貸与の決定等)

第4条 教育長は、前条の規定による貸与申請書を受理したときは、修学奨励資金の貸与の適否を決定し、貸与をする者には別記第3号様式による決定通知書により、貸与ができない者にはその旨を、学校長を経由して通知するものとする。

[別記第3号様式]

(保証人)

第5条 前条の規定による決定の通知を受けた者(以下「被貸与者」という。)は、連帯保証人2人を定めて、別記第4号様式による誓約書を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

[別記第4号様式]

2 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者であって保証能力を有するものでなければならない。

3 連帯保証人は、被貸与者と連帯して債務を負担する。

(修学奨励資金の交付)

第6条 修学奨励資金の交付は、年4回とし、3箇月ごとの前払とする。

2 被貸与者は、4月、7月、10月及び1月の各月の10日までに別記第5号様式による請求書を教育長に提出しなければならない。

[別記第5号様式]

3 新たに修学奨励資金の貸与を受けることとなった者の前項に規定する請求書の第1回目の提出期日については、別に定める。

(修学奨励資金の辞退)

第7条 被貸与者が修学奨励資金の貸与を辞退しようとするときは、辞退届を教育長に提出しなければならない。

(届出義務)

第8条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を教育長に届け出なければならない。

(1) 住所を変更したとき。

(2) 勤務先又は職業を変更したとき。

(3) 退学、転学、転籍及び編入学をしようとするとき。

(4) 休学又は長期にわたって欠席しようとするとき。

(5) 復学し、又は長期欠席をやめたとき。

(6) 連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき、又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない理由が生じたとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、被貸与者の身上に異動を生じたとき。

2 被貸与者は、前項第6号に規定する場合のほか、連帯保証人を変更しようとするとき、連帯保証人が死亡したとき、又は教育長が連帯保証人を不相当と認めて変更を命じたときは、直ちに別記第6号様式による連帯保証人異動報告書を教育長に提出しなければならない。

[別記第6号様式]

3 被貸与者は、毎年3月31日までに別記第2号様式による資産生計調書及び当該高等学校長の発行する単位修得証明書(定時制課程に在学する者を除く。)を教育長に提出しなければならない。

[別記第2号様式]

- 4 連帯保証人は、被貸与者が死亡し、又は行方不明となったときは、直ちに教育長に届け出なければならない。

(貸与の一時停止)

第9条 条例第4条の規定による修学奨励資金の貸与の一時停止は、教育長が行うものとし、教育長は、修学奨励資金の貸与を一時停止したときは、別記第7号様式による停止通知書により被貸与者に通知するものとする。

[条例第4条] [別記第7号様式]

- 2 条例第4条第2項に規定する通信制の課程又は単位制による課程である定時制の課程の被貸与者が各年次に修得すべき教科・科目の単位数は10単位以上とする。

[条例第4条第2項]

(修学奨励資金の復活手続)

第10条 条例第4条の規定により修学奨励資金の貸与を一時停止された者が、修学奨励資金の貸与の復活を申請しようとするときは、別記第8号様式による復活申請書を教育長に提出しなければならない。

[条例第4条] [別記第8号様式]

- 2 教育長は、前項の規定による申請書を受理したときは、復活の適否を決定し、復活を適当と認めるときは別記第9号様式による復活通知書により、不適当と認めるときはその旨を、学校長を経由して当該申請者に通知するものとする。

[別記第9号様式]

(貸与の取消し)

第11条 条例第6条の規定による修学奨励資金の貸与の取消しは、教育長が行うものとし、教育長は、修学奨励資金の貸与を取り消したときは、別記第10号様式による取消通知書により学校長を経由して被貸与者に通知するものとする。

[条例第6条] [別記第10号様式]

(返還の方法)

第12条 条例第7条の規定により修学奨励資金を返還すべき者のうち、貸与を取り消された者にあつては、当該取消しの決定した日の属する月の翌月から起算して6箇月を経過した後、貸与の期間が満了した者及び返還の猶予を受けることができなくなった者にあつては当該期間の満了した日又は返還の猶予を受けることのできなくなった日の属する月の翌月から貸与を受けた月数を通算した期間に相当する期間内に月賦又は半年賦の均等払方式により貸与を受けた修学奨励資金を返還しなければならない。ただし、いつでも繰り上げて返還することができる。

[条例第7条]

- 2 修学奨励資金の貸与を取り消された者であつて、条例第 8 条の規定による返還の猶予を受けられなかった者、返還猶予の期間が満了した者及び返還の猶予を取り消された者は、別記第 11 号様式による返還計画書を教育長に提出しなければならない。

[条例第 8 条] [別記第 11 号様式]

- 3 虚偽又は不正な理由により貸与を受けていた者が貸与を取り消されたときは、前 2 項の規定にかかわらず貸与を受けた修学奨励資金を直ちに返還しなければならない。

(返還猶予の手続)

第 13 条 条例第 8 条の規定により返還の猶予を受けようとする者は、別記第 12 号様式による返還猶予申請書に返還猶予を受けようとする理由を証する書面を添えて教育長に提出しなければならない。

[条例第 8 条] [別記第 12 号様式]

- 2 教育長は、前項の規定による申請書を受理したときは、返還猶予の適否を決定し、猶予を適当と認めるときは別記第 13 号様式による返還猶予通知書により、不適当と認めるときはその旨を、当該申請者に通知するものとする。

[別記第 13 号様式]

- 3 条例第 8 条第 1 項第 2 号の規定による返還猶予の期間は 1 年以内とし、更に必要に応じて 1 年以内の期間をもって延長することができる。ただし、猶予の期間は、通算して 5 年を超えることができない。

[条例第 8 条第 1 項第 2 号]

(返還免除の額等)

第 14 条 教育委員会は、条例第 2 条第 1 項第 1 号の規定に該当する被貸与者が当該課程を卒業した場合のほか、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学奨励資金の全額について返還を免除する。

[条例第 2 条第 1 項第 1 号]

- (1) 高等学校卒業程度認定試験に合格したとき。
 - (2) 県外の高等学校の定時制の課程又は通信制の課程を卒業したとき。
 - (3) 死亡したとき。
 - (4) 前条第 3 項に規定する猶予の期間が 5 年を経過した後においても、なお猶予の原因となった理由が継続しており、返還能力がないと認めるとき。
- 2 教育委員会は、被貸与者が心身障害の状態になったとき、又はやむを得ない理由により修学奨励資金の返還ができないと認められるときは、被貸与者、相続人及び連帯保証人の返還能力、心身障害の状態等の程度に応じて当該債務の全部又は一部の返還を免除する。

(返還免除の手続)

第 15 条 条例第 9 条の規定により修学奨励資金の返還の免除を受けようとする者は、別記第 14 号様式による返還免除申請書に返還免除を受けようとする理由を証する書面を添えて教育長に提出しなければならない。

[条例第 9 条] [別記第 14 号様式]

2 教育長は、前項の申請書を受理したときは、返還免除の適否及び返還を免除する額を決定し、返還免除を認めたときは別記第 15 号様式による返還免除通知書により、返還免除を不相当と認めたときはその旨を、当該申請者に通知するものとする。

[別記第 15 号様式]

(委任)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、修学奨励資金の貸与について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 51 年 10 月 29 日教育委員会規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 56 年 8 月 11 日教育委員会規則第 11 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第 2 条第 3 号の規定は、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 57 年 5 月 18 日教育委員会規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の規定は、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 57 年 10 月 1 日教育委員会規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 58 年 8 月 19 日教育委員会規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の規定は、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 59 年 6 月 5 日教育委員会規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の規定は、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 60 年 6 月 7 日教育委員会規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知県高等学校
定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の規定は、昭和 60 年
4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 61 年 6 月 5 日教育委員会規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知県高等学校
定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の規定は、昭和 61 年
4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 62 年 5 月 1 日教育委員会規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知県高等学校
定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の規定は、昭和 62 年
4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 63 年 5 月 31 日教育委員会規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知県高等学校
定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の規定は、昭和 63 年
4 月 1 日から適用する。

附 則(平成元年 7 月 4 日教育委員会規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知県高等学校
定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の規定は、平成元年 4
月 1 日から適用する。

附 則(平成 2 年 7 月 3 日教育委員会規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知県高等学校
定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の規定は、平成 2 年 4
月 1 日から適用する。

附 則(平成 3 年 6 月 1 日教育委員会規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知県高等学校
定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の規定は、平成 3 年 4
月 1 日から適用する。

附 則(平成 3 年 8 月 1 日教育委員会規則第 15 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 4 年 6 月 1 日教育委員会規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知県高等学校
定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の規定は、平成 4 年 4
月 1 日から適用する。

附 則(平成 5 年 6 月 18 日教育委員会規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知県高等学校
定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の規定は、平成5年4
月1日から適用する。

附 則(平成5年9月29日教育委員会規則第16号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の各規則に規定する様式については、この規則による改
正後の各規則の規定にかかわらず、平成7年3月31日までの間は、残品の限度
で使用することができる。

附 則(平成6年7月15日教育委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知県高等学校
定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の規定は、平成6年4
月1日から適用する。

附 則(平成7年6月20日教育委員会規則第23号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知県高等学校
定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の規定は、平成7年4
月1日から適用する。

附 則(平成8年6月25日教育委員会規則第12号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知県高等学校
定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の規定は、平成8年4
月1日から適用する。

附 則(平成9年5月1日教育委員会規則第16号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知県高等学校
定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の規定は、平成9年4
月1日から適用する。

附 則(平成10年6月2日教育委員会規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知県高等学校
定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の規定は、平成10年
4月1日から適用する。

附 則(平成11年6月29日教育委員会規則第20号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知県高等学校
定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の規定は、平成11年
4月1日から適用する。

附 則(平成12年5月30日教育委員会規則第13号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知県高等学校
定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第 2 条第 3 号の規定
は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 15 年 7 月 8 日教育委員会規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知県高等学校
定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第 2 条第 3 号の規定
は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 16 年 7 月 13 日教育委員会規則第 16 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知県高等学校
定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第 2 条第 3 号の規定
は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 16 年 12 月 28 日教育委員会規則第 27 号)

この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月 1 日教育委員会規則第 11 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月 28 日教育委員会規則第 21 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 1 月 27 日教育委員会規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。